

# 「携帯電話の料金その他の提供条件」 に関する論点

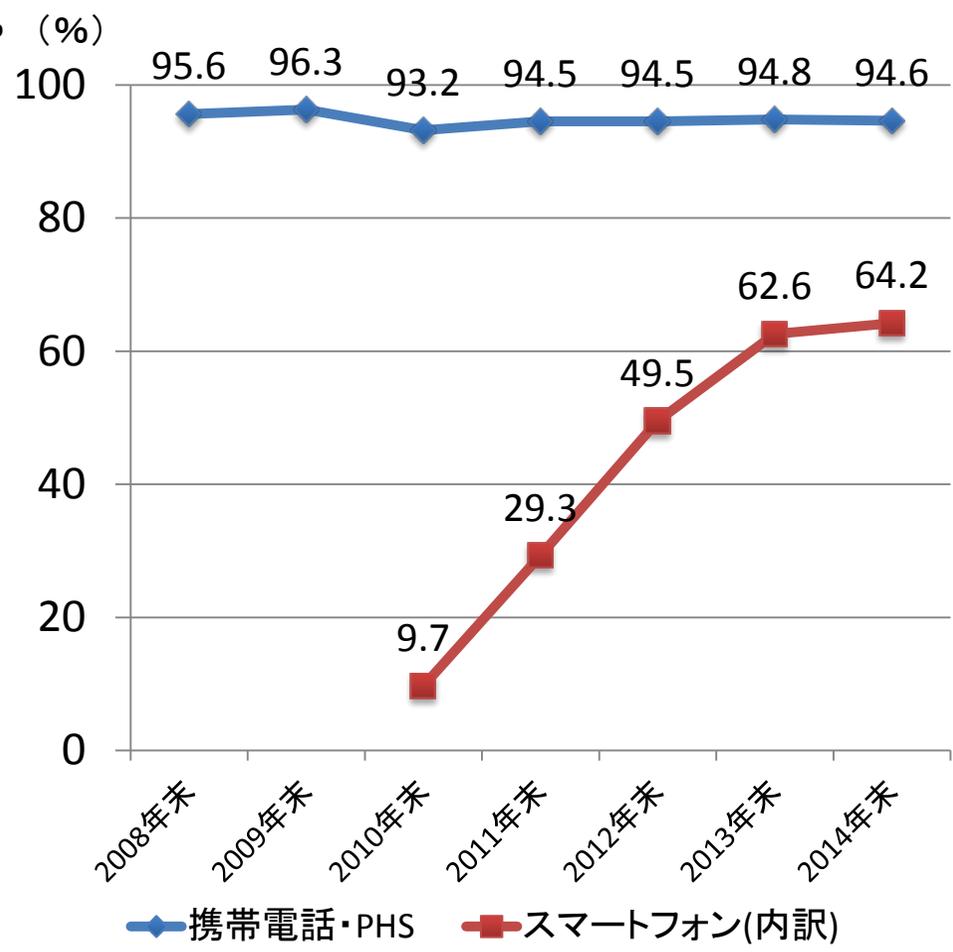
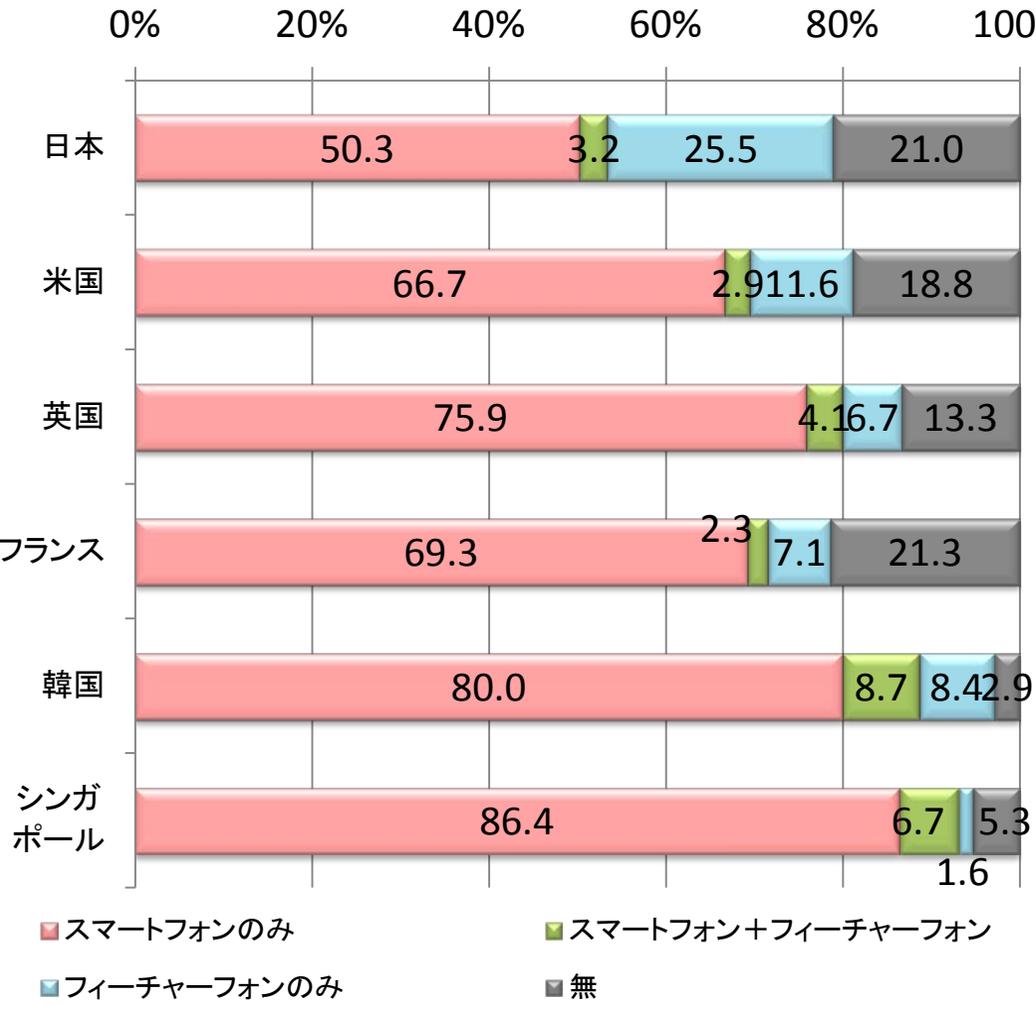
平成 27 年 11 月 26 日  
事 務 局

## 現 状

- 大手携帯電話事業者のスマートフォンのデータ通信については、2014年6月以降、多段階のプランが新たに導入され、各社2GBからの設定となっている。
- 契約データ量は7GBの利用者が最も多い一方、実際のデータ通信量が1GB未満の利用者も多く存在。ただし、利用者のデータ通信量は全体としては増加傾向にあり、月々のデータ通信量にも変動がある。
- 大手携帯電話事業者は、本年9月にスマートフォン向けに基本料が1,700円のプランを新たに発表した。データ通信量が2GB等が選択できず、最も低廉な場合でも6,200円(税抜き)からとなっている(ワイモバイルを除く)。
- 大手携帯電話事業者は、スマートフォン向けの少ないデータ容量プランとして、5,000円以下の料金プランを提供しているが、年齢層や対象機種が限定されている。
- スマートフォンの音声及びデータの組合せプランでの国際比較では、諸外国のSIMのみプランに比べて、少ないデータ容量については日本の方が高くなっている。
- 日本のスマートフォン個人保有率は概ね50%であり、7割を超える諸外国と比べて低くなっている。また、世帯保有率の伸びが鈍化している(参考1)。

## 個人保有率

## 世帯保有率



出典:総務省「ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究」(2014年)

出典:総務省「通信利用動向調査」(2014年)

## 論 点

- 大手携帯電話事業者の現在のスマートフォン向けの料金は、ライトユーザにとって割高なものとなっていないか。
- スマートフォンのライトユーザ向けプランは年齢層や対象機種が限定されているが、スマートフォンのライトユーザ向けの料金プランの在り方について、どう考えるか。
- IoT時代に向けた国民の生活インフラとしてスマートフォンを普及させるため、どのような料金プランが必要か。

## 現状

- 端末を購入する利用者に対し、大手携帯電話事業者は通信料金の割引、端末購入代金の補助、販売奨励金等を原資とした端末価格の値引きやキャッシュバック(端末購入補助)を行っている。特にMNPによる契約者に対する端末購入補助は高額なものとなっており、端末価格を上回っている場合もある。
- 大手携帯電話事業者は、長期利用者に対しては契約期間に応じた割引を提供しているが、端末購入補助と比較すると、少ないものとなっている。
- 端末販売台数に占めるSIMロックフリー端末の割合が1割以上となっており、本年11月からは対象端末のSIMロック解除が開始され、今後、大手携帯電話事業者と通信サービス契約をする際に携帯電話端末を購入をしない者の増加が見込まれる。
- MVNOからは、大手携帯電話事業者の過度の販売奨励金等がMVNOの市場参入を困難なものにするとの指摘がある。
- 諸外国では、日本のような端末価格を上回る端末購入補助は、見当たらない。
- 端末価格と通信料金の具体的な負担額や、通信サービス契約を解除した場合に端末に関して解除料などの負担が発生することが、十分に認識されていないケースが生じている。

## 論 点

- 端末を購入した者が、端末を購入しない者よりも低い負担となる場合もある端末購入補助の現状は、日本独自のものであり、端末を買い換えない長期利用者や、端末を購入せずに通信サービス契約だけを行う利用者にとって、著しく不公平なものとなっているのではないか。
- 端末購入補助について、大手携帯電話事業者において行き過ぎは是正すべきとの認識が共有されている。一方、事業者間の競争がある中、その適正化を実現するため、事業者団体による取組、行政からの働きかけによる取組について、どう考えるか。また、その際に、価格カルテルや再販売価格の拘束との関係(参考2、参考3)について、どう考えるか。
- 端末購入補助の行き過ぎの是正により、MNPによる顧客獲得競争が弱まるおそれがあることについて、どう考えるか。
- 発売から期間が経過した「型落ち端末」に対する端末購入補助について、どう考えるか。
- 端末の価格や通信サービス契約を解約した際の負担について、利用者が理解して契約できるような方策について、どう考えるか(参考4)。

## 第二条 (略)

- 6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
- 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
- 四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。
- イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
- ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

**第三条** 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

**第八条** 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 四 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

**第十九条** 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

- 画一的な基準を定める等の方法による行政指導は、独占禁止法で禁止される価格カルテル等を誘発するおそれがあるため、公正取引委員会は「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を公表。
- 具体的には、行政指導による、①価格引上げ又は引下げにおける額や率(幅)等の明示や、②安値販売等の自粛、③流通業者等の取引の相手方の販売価格の安定化が、価格カルテル等を誘発するおそれがあるとされる。

## ○行政指導に関する独占禁止法上の考え方(抜粋) (平成6年6月30日公正取引委員会)

### 2 行政指導の諸類型と独占禁止法

法令に具体的な規定がない行政指導に関し、どのような行政指導が独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがあるかについての考え方を行政指導の諸類型ごとに具体的に示すと、次のとおりである。

#### (2)価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある(独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第一九条)。

[1] 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率(幅)等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げることを選択することになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる(以下同じ。)

[2] 価格が低下している状況等において、安値販売、安値受注又は価格の引下げの自粛を指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、価格の維持又は引上げを決定することになるおそれがある。

[4] 製造業者若しくは流通業者又はそれらの団体に対して、小売価格等その取引の相手方の販売価格を安定させるよう指導すること。

このような行政指導により、再販売価格維持行為を誘発することになるおそれがある。

「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」における議論を踏まえ、以下の事項について、電気通信事業法改正に伴う省令・告示案等で規定。

## 1. 説明義務の充実

<法律内容> 電気通信事業者・代理店は、契約前に、料金その他の提供条件の概要を説明しなければならない。

- 高齢者・障害者等、配慮が必要となる利用者に対して、その知識、経験、契約目的に配慮した説明を行うことを義務付け  
(適合性原則)
- 携帯電話サービスのいわゆる「2年縛り」等(期間拘束契約)について、自動更新される時に利用者に事前通知することを義務付け

## 2. 書面の交付義務の導入

<法改正> 電気通信事業者は、契約が成立した後遅滞なく、契約内容を明らかにする書面を利用者に交付しなければならない。

- 通信サービスの種類、料金の内訳、支払い時期・方法、解約条件、通信制限(青少年フィルタリング)等の記載を義務付け
- 特に、端末等の契約を条件とした通信サービスの複雑な料金割引については、その仕組みを図で示すことを義務付け
- 付随する有料オプションサービスについて、名称・料金・解約条件等の記載を義務付け

## 3. 代理店に対する指導等措置の導入

<法改正> 電気通信事業者が代理店に対し指導等の措置を行うことを義務付け。

- 適切な委託先の選定、委託先の業務状況の確認・検証、苦情の適切な処理、問題発生時の委託の中止・契約解除等の措置を義務付け
- 代理店が独自に提供するオプション(キャッシュバック含む)についても書面で明確化されるよう担保

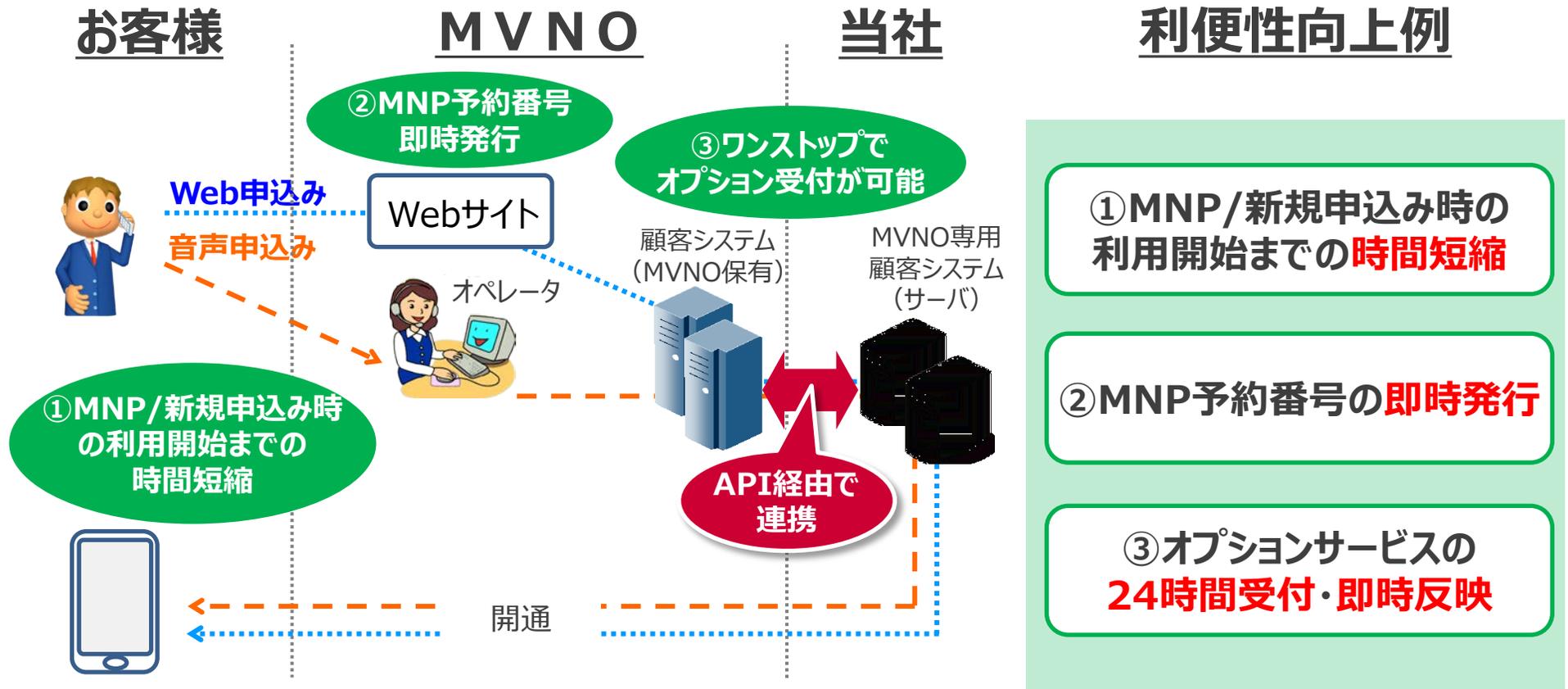
## 現状

- MVNOサービスの契約数は増加傾向にあるものの、普及は未だ一部の利用者層にとどまっている。
- MVNOは、接続料の低廉化を背景に、月1,000円台からの割安な料金を設定しており、認知度は大幅に上昇している。一方、MVNOを利用しない理由として、通信品質・サポート体制への不安を挙げる者が増加傾向にある。
- MVNOが独自にSIMを発行したり、音声サービスに係るコストを低廉化することを可能とする加入者管理機能の開放について、事業者間で協議が行われているものの、協議が長期化している。
- MVNOと携帯電話事業者の顧客システムのオンライン連携によるサービスの利便性向上が期待されている(参考5)。

## 論点

- MVNOの費用の相当部分を占める接続料の在り方について、どう考えるか。
- MVNOの様々なサービスの多様化を可能とする加入者管理機能の開放について、どう考えるか。
- 新規加入・MNP等の受付処理をワンストップで実行可能とする、MVNOと携帯電話事業者の顧客システムのオンライン連携について、早期の実現を促すべきではないか。

- MVNOの顧客システムから、各種受付処理等をワンストップで実行可能とする、顧客システムに係るAPIにより、MVNO利用者の利便性が向上。



- MNOの接続ルートを規律する二種指定設備制度では、接続料を設定する機能やその算定方法は、二種指定事業者※がガイドラインに基づき任意に定めており、事業者間協議が長期化するなどの課題。
- 2015年の電気通信事業法の改正により、接続料を設定する機能やその算定方法を総務省令で定められるようにすることによって、MVNOの迅速な事業展開を可能とし、移動通信市場の競争を促進。

※ 端末シェアが10%を超える電気通信事業者 (NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク) が対象。

